第４回淡路市教育委員会	
日　時	令和６年４月１９日（金）午後１時３０分～
場　所	淡路市役所本庁舎２号館大会議室４、５
出席者	教育長：角村光浩 教育委員：巖千里（教育長職務代理者）、西川玉士、田中道代、岸本伸明 教育部長：水名口博行、山本哲 教育部付部長（スポーツ振興担当）兼スポーツ推進課長：片平吉昭 教育部次長兼総務課長：岡山正道 教育部次長兼社会教育課長：平本雅稔 教育部次長（兼津名図書館長）：福榮一雅 教育部社会教育課付課長（兼東浦図書館長）：済藤昌希 教育部学校教育課長：吉岡幸広 教育部学校教育課付課長（給食センター施設長）：向井望 学校教育課特命参事兼指導主事：田渕一行、井高正和

１．開　会

岡山次長

ただ今から、令和６年第４回淡路市定例教育委員会を開催します。

なお、本日の会議は、全委員に出席していただいていますので、成立いたします。開会に当たり、角村教育長から挨拶を申し上げます。

２．あいさつ

角村教育長

（教育長あいさつ）

岡山次長

ありがとうございました。それでは、この度、４月の人事異動に伴い、事務局も異動がありました。異動後初めての委員会ですので、本日出席しています管理職を紹介したいと思います。前の方から順次それぞれ自己紹介させていただきます。それでは、最初に水名口部長からお願いします。

（順次、管理職自己紹介）

続いて、各教育委員より自己紹介をお願いします。

最初に、巖教育長職務代理者よろしくお願いします。

（教育委員自己紹介）

３．前回会議録の承認について

岡山次長

次に、前回第３回の定例会の会議録につきましては、４月１１日に送付しております。前もって目を通していただいていると思いますが、何か訂正なりご意見がありますでしょうか。

教育委員

（特になし）

岡山次長

無いようですので、署名については、巌委員、岸本委員にそれぞれ後ほどお願いいたします。

４．会議録署名委員の指名について

岡山次長

それでは、本日の会議録署名委員の指名に移らせていただきます。

角村教育長

本日の会議録署名委員には、西川委員、岸本委員にお願いいたします。

５．教育長月間活動報告

岡山次長

それでは、角村教育長から月間活動報告をお願いします。

角村教育長

（資料に基づいて説明）

岡山次長

教育長月間活動報告について、何かご質問はございませんか。

教育委員

（特になし）

岡山次長

それでは、無いようでございますので、これからの会議の進行については、角村教育長でお願いします。

６．協議・報告事項

角村教育長

それでは、失礼します。ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は挙手により、私から指名しますので、その後、発言をお願いします。

今回は、議事事件がございませんので、それでは、協議・報告事項　資料№５「令和６年度淡路市教育委員会事務局事務分掌」及び「令和６年度小・中学校 校長・教頭・事務職員一覧表」について、事務局から説明してください。

岡山次長

それでは、資料№５「令和６年度淡路市教育委員会事務局事務分掌」について、教育総務課から順に、変更点等をご説明させていただきます。山口総務係長が岩屋事務所市民窓口課へ異動となり、都志係長、吉田主査が新たに教育総務課へ異動してきております。予算、情報機器管理等事務に関することは、主に、都志係長が担当します。秘書、職員の事務に関することは、主に、吉田主査が担当します。詳しい事務分掌につきましては、紙面にて報告に代えさせてさせていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

吉岡課長

それでは、続いて、学校教育課分の事務分掌及び「令和６年度小・中学校校長・教頭・事務職員一覧表」についてご説明させていただきます。

資料５、２ページです。昨年度まで本課に在籍しておりました、岩井主幹が、議会事務局へ、先谷主査が、兵庫県淡路県民局交流渦潮課へそれぞれ異動となりました。

後任として、教育部社会教育課より延安主査、そして新採用職員である藤岡主事が就きました。給食センターにつきましては、佐伯施設長の後任として、一宮事務所市民窓口課より向井施設長が着任しております。教育課程や

生徒指導、教育施策、様々な教育課題に関することは、主に、田渕特命参事、井髙特命参事、吉岡が担当します。予算に関することは、主に、山添主幹、学級編成及び調査等に関しては、延安主査が担当します。

また、就学援助及び学校保健関係については、中山係長、就学等の諸手続に関しては、藤岡主事がそれぞれ担当します。給食センター全体の運営、調整については、向井施設長、センター施設整備や、公会計化を含め学校給食に関することは、東根課長補佐、濱口係長がそれぞれ担当します。詳しい事務分掌につきましては、紙面にて報告に代えさせていただきます。

次に、小・中学校幹部教職員・事務職員一覧表について、主だった点をご説明させいていただきます。１１ページをお開きください。

市内小中学校において、計９名の校長の異動がありました。１名が淡路市教育委員会より、１名が洲本市より、１名が南あわじ市より赴任しております。

また、２名が市内の異動、４名が教頭より昇任いたしました。全１６名の校長のうち、４名が女性校長となっております。続いて、教頭ですが、計１１名の異動がありました。１名が淡路市教育委員会より、1 名が南あわじ市より、1 名が洲本市より、1 名が尼崎市より赴任しております。４名が市内の異動、３名が教諭、主幹教諭より昇任しております。事務職員については、４名の市内異動がありました。詳細については、紙面をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

平本次長

それでは、社会教育課分についてご説明させていただきます。延安主査が学校教育課へ異動となり、後任に山田主事が就きました。

また、中川が、課長補佐から主幹に、工藤が、主査から係長にそれぞれ昇任しております。

次に、各係についてですが、生涯学習に関することは、長手課長補佐、山田主事が、図書館に関することは、福榮津名図書館長、済藤東浦図書館長が、文化振興に関することは、白川課長補佐、稲家主幹が、文化財に関することは、新田係長、工藤係長、髙田主査が、青少年育成と放課後児童支援に関することは、中川主幹、宇城係長、安東主事が担当します。

次に、公民館関係ですが、施設管理につきましては、長手課長補佐、稲家主幹で、5 地区館の調整につきましては、長手課長補佐と山田主事が担当し、各地区の公民館長につきましては、津名に田中公民館長、岩屋に中川公民館長、北淡に谷本公民館長、一宮に真島公民館長、東浦に池上公民館長が担当します。

最後に、社会教育課に関する企画、調査、庶務及び予算担当に関することは、主に、白川課長補佐が担当します。

なお、詳しい事務分掌につきましては、紙面にて報告に代えさせていただきます。

片平部長

それでは、スポーツ推進課分についてご説明します。

昨年度、森﨑主幹が施設係長を兼ねておりましたが、定期異動により新たに配属された田畑主幹が施設係長を兼務します。課が所管するスポーツ施設等の管理、予算及びその他の事務については、主に、森崎主幹、田畑主幹が担当し、スポーツ推進に関することは、主に、八田係長、三倉主事が担当します。佐竹主事が健康福祉部へ異動となっています。

なお、詳しい事務分掌につきましては、紙面にて報告とさせていただきます。以上です。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。ご質問はございませんか。

教育委員

（特になし）

角村教育長

無いようですので、次に、資料№.６「淡路市立小学校及び中学校の文書管理に関する規程の一部を改正する訓令制定の件」について、報告してください。

岡山次長

それでは、報告事項「淡路市立小学校及び中学校の文書管理に関する規程の一部を改正する訓令制定の件」についてご説明させていただきます。

制定の理由ですが、本規程に規定する文書分類表について、小中学校における文書管理の適正化及び効率化を図る観点から、学校現場の事務に応じた区分に見直す必要があるため、当該分類表を整備します。

制定の概要ですが、淡路市立小中学校文書分類表を、資料１２ページから２１ページに記載されているとおり、整備します。

主な変更理由ですが、学校運営協議会の設置による分類表の追加、その他字句の整理を行います。

なお、施行日は、令和６年４月１日です。以上で報告を終わらせていただ

きます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。ご質問はございませんか。

教育委員

（特になし）

角村教育長

無いようですので、次に、資料№.７「淡路市教育委員会の所管に係る淡路市保有個人情報安全管理規程の制定」について、報告してください。

岡山次長

それでは、資料№.７「淡路市教育委員会の所管に係る淡路市保有個人情報安全管理規程の制定」について、ご報告させていただきます。「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が、令和３年５月１９日に公布され、同法の規定により、「個人情報の保護に関する法律」の一部が改正され、地方公共団体の機関等における個人情報等の取扱いに係る規定については、令和５年４月１日から施行され、この改正に伴い、公民の規律が「個人情報保護法」に一本化されています。そのため、地方公共団体においては、これまで団体ごとに規定されていた個人情報の取扱いに関する規律が「個人情報保護法」に統合され、同法の規律が全国的な共通ルールとして直接適用されることとなり、「淡路市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「淡路市教育委員会の所管に係る淡路市個人情報の保護に関する法律等施行規則」を令和５年４月１日から施行しています。これらのことから、「個人情報保護法」並びに「条例」及び「施行規則」に定めるところにより、保有個人情報について、安全管理措置を適切に講じる必要があります。市長部局においても、「淡路市保有個人情報安全管理規程」を制定したことに伴い、淡路市教育委員会においても市長部局と同様に、必要な事項を定める必要があります。ついては、新たに、本件告示を制定します。

なお、この告示については、令和６年４月１日から施行しています。以上で報告を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの報告が終わりました。安全管理の内容について、少し触れて頂いてよろしいでしょうか。

岡山次長

補足で説明させていただきます。法律が改正されて、それに伴い、市長部局において「淡路市保有個人情報安全管理規程」を制定しましたので、教育委員会も同様に、必要な事項を定める必要があることから、この規程を定め、「淡路市保有個人情報安全管理規程の例による」とさせていただきました。

学校現場におきまして、保有個人情報を情報システム等で管理しております。個人情報の複製等、保有個人情報の取扱いについて、今までもしておりましたが、改めて、規程に沿って、運用するという形になります。

角村教育長

ご質問はございませんか。

角村教育長

次に、資料№８「史跡舟木遺跡整備基本計画検討会設置要綱の制定」について、説明してください。

平本次長

それでは、資料№８「史跡舟木遺跡整備計画検討会設置要綱の制定」について、ご説明させていただきます。本市では、文化財保護法第１８３条の３の規定に基づき、令和３年３月に、「淡路市文化財保存活用地域計画」を策定し、歴史文化遺産の保存・活用に関する基本方針の中で、歴史文化遺産を適切に守ることを目的とした具体的な施策として、令和３年３月２６日に国の史跡に指定された「舟木遺跡の保存活用計画」の策定を掲げています。

そこで、舟木遺跡の現状や課題を把握し、計画的な保存及び活用に取り組み、その保存や整備に関する将来的な方針を明らかにすることを目的とした「史跡舟木遺跡保存活用計画」を令和５年３月に策定しました。その舟木遺跡保存活用計画において、「(仮称) 史跡舟木遺跡保存活用整備計画」の策定が整備に係る施策として位置付けられていることから、同整備計画を策定するに当たり、「史跡舟木遺跡整備計画検討会」を設置するため、所要の措置を講じる必要があります。

ついては、本件要綱を制定します。

なお、施行日は、公布日からです。以上で説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの報告が終わりました。ご質問はございませんか。

岸本委員

第１条、第２条にもあるのですが、有効活用という部分がありますが、まだ、検討会も始まってないのですが、今の段階で、何かこの有効活用について、大まかなことがあれば教えていただきたい。

平本次長

今回の舟木遺跡に関しては、４０ヘクタールという膨大な遺跡ですので、全てを整備するというわけにもいかず、専門的な知識、地権者のご意見をお聞きしながら、議論を重ねどのように整備していくのかを検討するため、整備計画を作成します。その整備計画の中でどういった有効活用をしていったらいいのかという部分を検討しますので、現段階では、白紙でございます。一つの事例といたしまして、既に整備しております五斗長垣内遺跡は、竪穴建物の復元や鍛冶体験のほか、公園化し、ガイダンス施設を建てています。市の中で、同じような整備というよりは、少し違ったような形の活用もできるのではないかということで、今、いろいろな検討を重ねているところです。

舟木遺跡は、弥生時代の遺跡で、当時の風景が、そのまま残っているということが言われていまして、今、現在は、動植物の調査、埋蔵文化財の調査もやっていまして、竪穴建物の跡であるとか、出土品もたくさん出ていますので、その出土品も有効活用していけたらと考えております。

西川委員

今から、検討会を立ち上げるということだと思いますが、２年が任期ということですが、２年、２年と継続して何年か計画をしていくのでしょうか。それとも、２年に限って、この検討会を終えるということでしょうか。
それともう一点、１０人以内の委員ということですが、学識経験者、地域代表者、（３）の２号に掲げるもののほかとありますが、私の意見としては、地域の方が入って学識経験者が入って、それで終わりということではなしに、広く、市民に、計画を検討している段階で結構ですので、意見を吸い上げるようなところを一つ作っていただけたらと思います。やはり遺跡が残っていっても、そこへ来てくれるのかということが問題になると思いますので、その辺り長く学校の子どもたちが勉強で行くほか、市民にも見ていただけるような機会を増やすような検討をしていってもらえたらありがたいと思います。

平本次長

まず、任期のことですが、この整備計画が出来上がってからの計画年数は、１０年間になると考えています。計画を立てるに当たっての検討会という部分の中で、本来でしたら令和７年度から実施をしていく予定でしたが、前倒しをして、令和６年度から少しずつ検討を加えていけたらということで２年にしています。この舟木遺跡の埋蔵文化財調査については、２５年の間という長きにわたっており、引き続き調査の成果物であるとか、その分析という部分の検討会は、別の組織でございます。重複して、委員をお願いしていく方が、何名かおりますので、今回の委員については、この「舟木遺跡の保存活用計画」が完成するまでとなっております。

次に、委員の１０名以内という部分で、もちろん文化財のことになりますので専門的な分野で、歴史のこともそうですが、そこの生態系を壊さない環境的な部分の委員もお願いしたいと考えております。もちろん、そこには、住民の方々や地元の方というのは、必須として入れていけたらと思っています。なお、市民の意見を取り入れるのが必要じゃないかなという部分ですけれど、今度、整備に関することについては、おそらく市民全員にも影響が出てきますし、今後、文化財の活用という中では、国指定の文化財で活用という意味では、観光分野の要素も含まれますので、検討会でお話させていただいて、パブリックコメントを必要とするのかしないのかということについて、国、県などと相談しながら、今後、詰めていけたらと思っております。

田中委員

先ほど、お話に出た調査をする会と、この整備計画検討会は、全く別のものとした理解で大丈夫ですか。それと、全然別じゃなくて連動している部分が、もし、あるとしたら、委員さんが重なるということがあるのでしょうか。

平本次長

もちろん舟木遺跡全般についてのことですので、連動は、必要かなと思っております。

ただ、組織は、一つは、調査の成果であるとか、分析や評価について視点を当ててやっているものと、今回の整備計画検討会は、それをどのような形で、公開であるとか利活用をしていくのかいう部分ですので、それぞれ、別の組織でございます。

なお、委員は、まだ、検討している最中ですが、それぞれ、関連付けて連動させる意味でも、何名かは重複して、委員にお願いしていきたく、候補として挙がっているところでございます。

角村教育長

協議・報告事項については、終了しました。

それでは、これからの進行については、事務局の岡山次長で進めてください。

岡山次長

それでは、行事予定及び後援名義報告については、お配りしている資料のとおりです。この部分について、ご質問はございませんか。

教育委員

（特になし）

岡山次長

それでは、次回委員会の開催日を決定したいと思います。事務局案といたしましては、５月１７日（金）午後１時３０分から淡路市役所本庁舎２号館大会議室４、５でよろしくお願いします。それでは、閉会の言葉を巌教育長職務代理者にお願いいたします。

８．閉　　会

巌教育長職務代理者

（あいさつ）

岡山次長

本日は、誠にありがとうございました。